

令和 3 年度 国民健康保険税率について（試算）

令和 3 年度納付金額 本算定（確定係数）

・町から北海道へ支払う金額 842,202,000 円 ①

法定繰入

・保険基盤安定繰入金 保険税軽減分 59,286,000 円

保険者支援分 34,380,000 円

保険者努力支援分（令和 3 年 1 月 28 日道通知）

13,642,000 円

計 107,308,000 円 ②

① - ② 必要収納額 734,894,000 円

（道試算必要収納額 734,110,393 円）

【令和 3 年度標準保険税率】 国保世帯数：2,459 被保険者数：4,948 人 4/1 現在

	所得割額	均等割額（1 人）	平等割額（世帯）	課税限度額
医 療 分	7.59%	24,623 円	25,973 円	63 万円
支 援 分	2.61%	8,634 円	9,107 円	19 万円
介 護 分	1.86%	8,529 円	6,644 円	17 万円

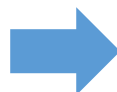
調定見込額 732,815,100 円

収納率（98.2%）による収納見込額 719,624,428 円

■現行税率と改正後税率の比較

【現行税率】

医療分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	7.61%	63 万円
均等割	28,415 円	
平等割	19,329 円	



【税率改正後】

医療分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	<u>7.59%</u>	63 万円
均等割	<u>24,623 円</u>	
平等割	<u>25,973 円</u>	

後期高齢者支援金分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	2.57%	19 万円
均等割	9,871 円	
平等割	6,715 円	



後期高齢者支援金分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	<u>2.61%</u>	19 万円
均等割	<u>8,634 円</u>	
平等割	<u>9,107 円</u>	

介護納付金分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	1.84%	17 万円
均等割	9,654 円	
平等割	4,871 円	



介護納付金分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	<u>1.86%</u>	17 万円
均等割	<u>8,529 円</u>	
平等割	<u>6,644 円</u>	

■軽減判定所得に乗じる額における改正内容（令和2年度 12月議会で改正済み）

【現行】

区分	軽減判定所得に乗じる額
7割軽減	基礎控除 33 万円
5割軽減	基準額 33 万円 + 加算額 28.5 万円 × 被保険者数
2割軽減	基準額 33 万円 + 加算額 52 万円 × 被保険者数



【改正後】

区分	軽減判定所得に乗じる額
7割軽減	基礎控除 43 万円 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)
5割軽減	基礎控除 43 万円 + 28.5 万円 × 被保険者数 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)
2割軽減	基礎控除 43 万円 + 52 万円 × 被保険者数 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)

モデル世帯における令和2年度・令和3年度 年税額の比較

モデル世帯保険税例	令和2年度 標準保険税率	令和3年度 標準保険税率
例1：夫婦2人40代 子ども2人 課税所得600万 軽減なし世帯	914,000	905,100
	令和2年度年税額との差	▲ 8,900
例2：夫婦2人40代 子ども2人 課税所得500万 軽減なし世帯	804,100	794,700
	令和2年度年税額との差	▲ 9,400
例3：夫婦2人40代 子ども2人 課税所得400万 軽減なし世帯	683,900	674,100
	令和2年度年税額との差	▲ 9,800
例4：夫婦2人40代 子ども2人 課税所得300万 軽減なし世帯	563,700	553,500
	令和2年度年税額との差	▲ 10,200
例5：夫婦2人40代 子ども2人 課税所得250万 軽減なし世帯	503,700	493,200
	令和2年度年税額との差	▲ 10,500
例6：夫婦2人40代 子ども2人 課税所得150万 2割軽減世帯	342,900	334,200
	令和2年度年税額との差	▲ 8,700
例7：夫婦2人70歳 課税所得50万 5割軽減世帯	102,100	101,700
	令和2年度年税額との差	▲ 400
例8：単身70歳 所得なし 7割軽減世帯	19,200	20,400
	令和2年度年税額との差	1,200

令和2年度 歳入歳出予算決算見込み 事項別明細書総括表

国民健康保険特別会計

(単位:千円)

歳 入					歳 出				
款	令和2年度 当初予算額	令和2年度 決算見込額	比 較	備 考	款	令和2年度 当初予算額	令和2年度 決算見込額	比 較	備 考
1 国民健康保険税	756,941	731,822	△ 25,119	R3.5.1現在	1 総務費	56,927	58,674	1,747	人件費、事務費、国 保税算定事務費
2 国庫支出金	4,000	24,696	20,696	国庫交付金 保険事業交付金	2 保険給付費	1,289,499	1,192,731	△ 96,768	療養給付費・高額療養費・出 産育児一時金・葬祭費
3 道支出金	1,307,817	1,274,810	△ 33,007	R1との比較 普通交付金 103,722千円減 道交付金 119,109千円減 (システム導入事業の完了・交 付金要綱変更等による減額)	3 国民健康保険事業費納付金	831,895	831,893	△ 2	北海道への納付金
					4 共同事業拠出金	4	3	△ 1	
4 繰入金	165,478	145,166	△ 20,312	基盤安定繰入金 一般会計繰入金	5 保健事業費	19,181	19,391	210	特定健診・保健指導 受診勧奨・医療費通知発送
5 繰越金	1	145,583	145,582	R1 繰越金	6 諸支出金	2	19,968	19,966	返還金・過年度還付金・病院 事業会計繰出金
6 諸収入	635	2,694	2,059	延滞金・療養費返還金等	7 予備費	37,364	0	△ 37,364	
					8 次年度繰越金	0	202,111	202,111	R2年度繰越金として R3年度歳入へ
歳 入 合 計	2,234,872	2,324,771	89,899		歳 出 合 計	2,234,872	2,324,771	89,899	

< 収 支 >

歳入決算見込額	2,324,771千円
歳出決算見込額	2,324,771千円
歳入歳出差引額	0千円

■新型コロナウイルス感染症に伴う保険税の減免について

1 改正の概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税の減免措置の期間延長に伴う条例改正

2 減免内容

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を

負った世帯 ⇒ **保険税全額を免除**

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入の減少が見込まれ、次のア～ウの全てに該当する

世帯 ⇒ **保険税の10分の2～全額を免除**

ア 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等を除く）が、前年の事業収入の10分の3以上であること

イ 世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額が、1,000万円以下であること

ウ 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

※世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合は、合計所得金額にかかわらず、保険税の全額を免除する。

3 減免対象

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、納入期限がある令和3年度分の保険税

※特別徴収（年金天引き）の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日が、令和3年4月1日～令和4年3月31日であるもの

4 減免の算定

【減免額の計算式】

$$\text{対象保険税額} \times \text{減額又は免除の割合} = \text{保険税減免額}$$

$$(A \times B / C) \quad (d)$$

【表1】対象保険税額 = $A \times B / C$

A	当該世帯の被保険者全員の保険税額
B	<u>世帯の主たる生計維持者</u> の減少することが見込まれる事業収入等に係る 前年の所得額 (減少することが見込まれる事業収入等が2つ以上ある場合はその合計額)
C	被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

【表2】

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合 (d)
300万円以下であるとき	全 部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1,000万円以下であるとき	10分の2